

## 子育て支援実施計画（第2回）

当社は、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、社員の子育てを支援する取り組みを行います。

### 1. 期間の変更

変更後：平成24年6月20日から平成27年6月30日

変更前：平成24年6月20日から平成27年5月31日

### 2. 内容と取り組み状況

- (1) 平成25年1月までに、妊娠中や産休・育児復帰後の女性社員のための相談窓口を設置します。  
→設置済み。
- (2) 平成26年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設けます。  
→平成27年6月17日より毎週水曜日を定時退社日として設定します。
- (3) 平成27年4月までに、有給の、子の看護休暇の対象範囲を、現在の小学校就学前の子から小学校2年生までの子へ拡充します。  
→平成27年5月31日付で実施します。

以上